

フランス語表記の商標の通用性

【平成26年(行ケ)第10217号 審決取消請求事件】

(1) 本件商標(原告商標) (2) 引用商標(被告商標)



商標登録第4536273号



商標登録第5554107号

(3) 事件の概要

本件商標は、(上記のとおり)被告の登録商標と類似する商標であって、引用商標に係る指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするものであり、商標法4条1項11号に違背して登録されたとして、無効審決がなされた。これに対して、原告が取消しを求め、本件を提起したものである。

(4) 裁判所の判断

本件商標は、視覚上、「Le」と「Verger」との二語から成るものと看取され、しかも、「Le」は、フランス語では定冠詞であって、それ自体に格別の意味がないものであるから、取引者、需要者は、欧文字部分のうち「Verger」の文字部分を出所を示す識別標識として顕著な部分と認識し、これから生ずる称呼をもって取引に当たる場合も少なくないものと推認し得る。

本件商標を全体的に観察した場合、「ル・ヴェルジェ」の片仮名部分は、「Le Verger」に近接して表されていることから、該欧文字部分の読みを表したものと理解するのが通常であるといえるので、「Le Verger」の文字部分から「ルヴェルジェ」の称呼が生じる。

本件商標においては、「Verger」の文字部分が要部であるといえるから、該文字部分から、「ヴェルジェ」、「ベルジェ」、「バージャー」との称呼が生じる。

「Le Verger」の文字部分のうち、「Le」はフランス語では定冠詞であって、「Verger」は、フランス語では「果樹園」を意味する名詞であるが(白水社「仏和大辞典」参照)、「Verger」とのフランス語が、我が国において一般的に知られた語であるとはいえないから、本件商標からは、特段の観念は生じない。

以上の判断のもとで、引用各商標においても、商標の一部を構成する「おしし365日」や「畑から あなたへ」との文字列が、出所識別力を有する部分であるとは認められず、それぞれの要部は称呼において類似し、また、本件商標と引用商標との外観上の相違が、両商標の類似性を否定するに十分なものであるとは認められない等として原告の主張を退けた。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子



プレスリリースと不正競争行為

【H27.2.19 大阪地裁 平成26(ワ)3119号
損害賠償請求事件】

本件は、(1)被告による被告ウェブサイトへの先行訴訟に関するプレスリリースが、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為(虚偽の事実の流布)に該当し、また(2)先行訴訟の提起が不法行為を構成するとして、同法4条及び民法709条に基づいて、損害賠償を求めた事案である。先行訴訟とは、東京地裁平成23年(ワ)第32488号、第32489号である。

判決では、(1)のプレスリリースについて、見出し及び第1段落に虚偽の事実を認めなかったものの、第2段落については、見出しの下、第1段落と第2段落を併せ読むと、原告の侵害行為の存在を強く思わせ、「訴訟提起の事実を公表し、先行訴訟における自らの主張内容や見解を単に説明するという限度を超えており、原告の営業上の信用を害する」と判断した。また、「原告が本件製品を輸入、販売し、又は、本件製品の譲渡を申し出ることによって本件特許権を侵害していることを窺わせる事情は見当たらず、本件プレスリリースに記載された事実は虚偽である」と判断した。さらに、「プレスリリースを行うに当たっては、あらかじめ、他者の実施行為等について、事実の調査を尽くし、特許権侵害の有無を法的な観点から検討し、侵害しているとの確証を得た上で、プレスリリースを行うべき注意義務がある」とした上で、「被告が、原告に問い合わせる、原告に警告書を送付して回答内容を確認する、原告の取引関係者等の第三者に問い合わせるなどして、原告が取り扱う具体的な製品を特定するための調査を尽くしたような形跡は窺われない・・・原告の権利、利益を侵害することがないように尽くすべき注意義務を怠った過失があったものと認められる。」として過失を認め、損害賠償を命じた。

一方、(2)の先行訴訟の提起自体は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとは認められないから、不法行為ではないとされた。

プレスリリースをする場合には、訴訟提起の事実を公表し、訴訟における自らの主張内容や見解を単に説明するものに留まるか否か、慎重に判断すべきである。本件の判決文には、プレスリリースの内容が目録として添付されているので、ご覧いただきたい。

また、侵害訴訟提起それ自体は不法行為を構成しないとされたものの、訴訟提起の際には、被告の行為自体が確かに存在するのか、事前に慎重に確認したい。

なお、原告が異なる同じ被告に対する同種の訴訟として、平成23年(ワ)第38799号が提起されている。こちらは、原告製品を日本に輸入販売する行為が特許権侵害になるという主張は、虚偽であれば原告の営業上の信用を害するものの、原告製品は訂正後発明の技術的範囲に属すると考えられること、いまだ無効審決がされていないことから、正当な権利行使であるとして、虚偽の事実の流布に該当しないとされた。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹

